ロッパ人権条約においては、

近年、

条約上の権利侵害の主張について実効的救済手段を得る権利を通じて、各国家における制度を拘束する

人権条約においてもごく微温的な規定しか設けられていない。しかし、

日

外国人に対する入国管理措置に対する手続的統制については、

論文要旨

入国管理措置に対する不服審査制度と権利侵害に対する

実効的救済手段を得る権利

――ヨーロッパ人権条約一三条に関する判例の展開の一側面―

小畑

郁

目次

なければならないという判例も現れてきており、また、追放などについては、執行停止を求めるという判例も発展してきている。このよう において国の安全といった要素が考慮されるならば、それは実効的救済手段とはいえないとされている。不服審査手続は、対審的なもので ような具体的な判例法理が現れてきている。条約規定上一切の例外を認めていない虐待の禁止のようなものがかかわる場合、不服審査手続

な法理が、今後どこまで発展するか注視しながら、日本の状況についてどこまで適用可能かについて検討をすすめる必要があろう。

はしがき

二 不服審査制度において適用される実体基準の統制

虐待(ill-treatment)の禁止(条約三条)をめぐって

1

2 その他の権利をめぐって

一不服審査制度の手続的統制

- 不服審査機関の独立性および対審的手続の要求
- 2 追放等の決定の執行停止の要求

四結語

はしがき

分な救済手段といいうるか疑問である」との指摘がある。 取り上げられうる。これらの手続は、弁護士等代理人の立会いが認められる範囲が限定されており、糾問的で非公開であるということから、「十 かどうかについてのものであり、 がなされることがない。退去強制手続における入国審査官および特別審理官の判断は、出入国管理及び難民認定法所定の退去強制事由にあたる いては、在留許可や在留期間の更新、再入国許可、在留特別許可などについて、法務大臣の広範な裁量が及ぶとされており、積極的な司法審査 なる外国人にとっては、きわめて不十分な手続となっている、というのは、現代において一般的に認められる現象である。たとえば、日本にお 外国人に対する入国管理措置については、行政府に広範な裁量が認められ、また、かかる措置に対する不服申立や司法審査は、措置の対象と 他の理由により日本国での滞在を認めるべきとの主張は、 法務大臣の在留特別許可を求める枠組においてのみ

いての国内手続が完了しないまま外国人が追放されるような場合を想定すれば明らかなように、これらの権利の実効的な確保にとって重大な問 に取り扱われるかは、 限を導き出してきたことは注目される。しかし、かりに、このような権利が認められたとしても、これらの権利の侵害の有無についてどのよう じめとする人権条約実施機関が、判例法理により、非人道的待遇の待つ国への送還の禁止や、家族生活・私生活の尊重を確保するための追放制 法定主義および自らの主張を提出し審査してもらう手続の保障(自由権規約一三条、ヨーロッパ人権条約第七議定書一条)、集団的追放の禁止 (ヨーロッパ人権条約第四議定書四条、米州人権条約二二条9項、 このような現象は、人権条約にもその投影を見いだすことができる。一般的人権条約を概観しても、外国人の追放について直接規定するのは 追放等にかかる国内手続についての各国の法制に大きく依存している。このような状況は、 アフリカ人権憲章一二条5項)のみである。他方、ヨーロッパ人権裁判所をは たとえば権利侵害の有無につ

題を提起する。

対応する規定である一三条をめぐる判例の展開を追うことによって明らかにしようとするものである。同条は、次のように規定している。 統制の可能性はどこまで進展したのであろうか。本稿は、この問題を、ヨーロッパ人権条約(本稿では、単に条約ということがある)における 由権規約二条3項など)、近年では、かかる規定の重要性が増していると考えられる。では、かかる規定による入国管理措置にかかる国内手続の しかし、他方、人権条約は、一般に、条約上の権利の(主張される)侵害に対して実効的救済手段を提供するよう締約国に義務づけており(自 このような国内手続についての制約は、 人権条約上、 自由権規約一三条のような微温的規定によってしか提供されていないようにもみえる。

おいて実効的な救済手段を得る権利を有する。 本条約に規定する権利および自由を侵害されたすべての者は、その侵害が公的資格で行動する者によって犯されたとしても、 国内審級に

という問題を中心とする論稿を発表したことがある。本稿では、 管理措置に絞り、他方国内手続で適用される実体基準の問題に限定せず、広く手続の「実効性」をめぐる問題を取り扱って論ずることにしたい。(マール 筆者は、これまでもこの規定に注目し、同条が国内手続において〈条約上の権利〉を援用しうるようにすることをどれほど義務づけているか この前稿で取り扱った時期以降の判例の展開を素材として、(6-a) 対象を一方で入国

不服審査制度において適用される実体基準の統制

1 虐待(ill-treatment)の禁止(条約三条)をめぐって

用のときに考慮される要素に照らして判断がなされることを認め、 の判決が、イングランド裁判所における行政裁量に対する司法審査の際適用されるウェンズベリ(Wednesbury)原則の枠内で、条約三条の適 「条約上の不服」が国内機関で扱われ、 前稿で述べたように、 ヨーロッパ人権裁判所 条約上の権利が十分に考慮されることを求めたものとして、 (以下、人権裁判所という) 一三条違反なしとしたことは、被告国家の側に極めて甘いといわざるをえな の一九八九年のゼーリング 画期的なものであった。しかし、他方で、こ (Soering) 事件判決 (全員法廷) は、 29

いものであった。三条は、いかなる明示の例外もなく、「何人も、拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けな(m)

い。」と規定している

判決にも踏襲され、さらに、一九九七年のD対イギリス事件判決、二〇〇一年のヒラル(Hilal)事件判決と受け継がれている。D対イギリス事(ミュ) ゼーリング事件のかかる判示は、引渡しではなく追放の結果さらされうる虐待に関わる一九九一年のウィルワラヤー (Vilvarajah) ほか事件

件判決では、かなり一般的に次のようにまとめられている。

基づき提起される不服との関連で、実効的な救済手段であると考えた。(4) ウィルワラヤーほか判決およびゼーリング判決において、当裁判所は、 司法審査手続は、退去強制および引渡しの文脈において、三条に

で取り扱うことができ、したがって人権裁判所は、根拠薄弱ながらも、次のように述べることができたのであった。 なわち、非人道的または品位を傷つける取扱いを受けないというごく基本的な権利が関わるがゆえに、ウェンズバリ原則の不合理性の概念の中 重大な危険があることが示される国に引き渡す決定に対しては、イングランド裁判所は、それを取り消すことができると主張したが、それは、 いてのものであることが影響していると考えられる。ゼーリング事件においてイギリス政府は、非人道的または品位を傷つける取扱いをうける 「すべての状況において、その決定は、いかなる合理的な大臣もなすことができないであろうという理由に基づ」くものであったのである。す このように三条にかかわる事件で、国内手続で適用される実体法に対する統制が緩やかとなったのは、この規定が、極めて基本的な権利につ

ることができることに、当裁判所は満足する。 イングランドの裁判所が、ゼーリング氏が三条の文脈で条約機関の前で依拠した種類の要素に照らして、引渡決定の「合理性

における司法審査手続を取扱いながら、三条と結びついた一三条違反が認定された(この点については、全員一致)。この事件では、(デ) ところが、一九九六年のチャハル(Chahal)事件判決 (大法廷)では、庇護拒否決定および退去強制決定に対する同じくイングランド裁判所

安全に対する危険性が、 教分離主義の活動家であるチャハルについて、イギリス政府が安全(security) 三条違反の問題を考慮する際には無関係であることを想起したうえで、 上の理由で退去強制を決定した。人権裁判所は、 次のように述べた。 追放対象者の

る国家の安全に対して感じられる脅威について、考慮することなくなされなければならない。 (independent scrutiny) を要求する。 三条のもとでの実効的救済手段の観念は、三条に反する取扱いの現実の危険を怖れる実質的根拠があるとの主張を独立に精査すること 特の危険が現実化したときに生ずるであろうかもしれない損害の回復不能な性質、 この精査は、 当該人が追放を正当化するどのようなことをなしたのかについて、あるいは、 および、 三条に当裁判所が与える重要性に鑑みて、

手段ということはできない(21) る危険を国の安全に対する脅威との均衡において考慮した、ということに満足するものであった。」そのような手続は、一三条にいう実効的救済 [インドでの]危険の問題のみを考慮して、 これに対して、イングランド裁判所は、 審査することができなかった。イングランド裁判所のアプローチは、 「インドにチャハル氏を退去させるという内務大臣の決定を、 国の安全上の考慮を脇において、 内務大臣が、 チャハル氏に対す

かった。 なる。 とする例外を認めていないということから、 クの独自の評価を行う権限をイングランド裁判所は持たないこと、を理由として一三条違反を認定しており、(空) ングランド裁判所には、 る。この点で、 の危険性が考慮の外におかれなかったということであり、 右のような人権裁判所の判断には、二つの要素が混在しているように思われる。第一に、 人権裁判所の立場には、 それと比較すれば、 ヨーロッパ人権委員会(以下、人権委員会という)は、①安全上の理由から退去させなければならないとの主張を扱う際に、イ 関連ある事実が機密保持を理由として提出されないこと、②内務大臣が均衡をはかったという証拠で満足し各々のリス 人権裁判所は、 不明確さが残っているが、このように解することは十分可能であろう。 一三条を媒介として、これは国内手続における考慮禁止事項であるという規範を導き出したことに 第一の要素に軸足をおいているようにみえる。そうだとすれば、 第二に、この手続で、大臣の決定から独立した精査がなされなかったということであ 司法審査手続において、 それは、 右の第一の要素を考慮していな 国の安全に対する被追放者 もとの権利が安全を理由

一方で、

要するに、虐待の禁止

(三条)

のように、ごく基本的でいかなる例外にも服さないと考えられている規範と結びついた場合には、

する実体基準の場合は、 理性」のような微温的な実体基準が適用されていてもよいとされる傾向も見いだせるが、他方で、 違反が認定されうる、という傾向も見いだすことができるのである。 とりわけ認められないはずの例外理由を考慮

2 その他の権利をめぐって

めて未成熟というほかはない。もっとも、それが全く問題になっていないわけではない。 その他の権利については、どうであろうか。実は、入国管理措置に関して、条約三条の文脈を超えて国内手続実体基準についての判例は、 極

権を保障されていたにもかかわらず、一九八七年、スペインでの短期滞在後イギリスへの入国を拒否された。人権委員会は、家族生活の尊重に権を保障されていたにもかかわらず、一九八七年、スペインでの短期滞在後イギリスへの入国を拒否された。 ユーセフ(Yousef)事件では、イギリス市民と婚姻してイギリスで生活し子どもをもうけたクウェート市民が、婚姻破綻後も子どもとの面会

対する権利を規定する条約八条およびこれと結びついた一三条違反の問題について申立を受理可能とした。

このように制定法によるのではなく大権に基づく裁量の不行使を争うことについて、いかなる先例も示されなかったとして、一三条違反を認定 外国人に入国を認める規定がないことに留意した。」 そのうえで、入国管理審判官(Adjudicator)には、(%) および入国管理規則(Immigration Rules)をまず検討し、これらには、「連合王国に住む権利を有する子に実効的に面会することを望む離婚後の し勧告権しか有さず、また司法審査においては、内務大臣が入国管理規則の枠外で申立人のために裁量を行使しなかったことを争うことになり 九九二年に採択した報告書において、人権委員会は、一三条の問題に関して、当時有効であった一九七一年入国管理法(Immigration Act) 入国管理規則の枠外では内務大臣に対

閣僚委員会としての措置をとることなく、旧三二条に基づく任務の完了を宣言する決議を採択した。この決議に添付されたイギリスの情報とは【88】 入国管理規則の改正で、「家族生活の尊重をうける権利」の実質が、司法審査制度を中心とする入国拒否についての不服審査制度において適用 た。このように、国内法規範に条約上の権利に対応する規定が設けられることに、一三条は実際的な役割を果たした。もっとも、本件のように(※) 一九九四年に入国管理規則を改正して、イギリスに居住する子に面会するために入国許可を求める者についての基準を設けたというものであっ Ministers)は、一九九五年、一三条違反があったと決定し、人権委員会報告書の公表を許可する一方で、イギリスのとった措置に鑑みそれ以上 人権裁判所に事件が付託されなかったので、条約旧三二条に基づき、違反について決定権限を行使した欧州評議会閣僚委員会(Committee of ば結論できない

能となったかは、極めて怪しいといわなければならないであろう。

フ (Al-Nashif) 事件では、 ブルガリアによる無国籍パレスチナ人の追放に関して家族生活の尊重に対する権利 人権裁判所は、二〇〇二年の判決で次のように述べた。 (八条) と結びついた一三条違反が問題となったアルナシー

しそうならば関連する公益と個人の権利との間に公正な均衡(a fair balance)がはかられているかどうかという問題が、審査されなければ [不服審査機関では]…異議を申し立てられた措置が、 個人の家族生活の尊重の尊重に対する権利に対する介入となっているかどうか、

ならない。

こともできる。もっとも、 不服審査手続で審査されていなければ一三条違反となることを確立したものといえるかどうかは、もう少し判例の推移を見守ってからでなけれ 不服審査機関の手続上の問題点に重点がおかれていることは否定できない。その意味で、この判決が、八条について条約上の権利侵害の有無が これは、 実質的には、 八条の下で人権裁判所が行う審査の際の実体基準と近似する基準が適用されて審査されることを求めているものと読む この判決では、実体基準の適用可能性についての事実に即しての検討はほとんどなされておらず、後述するように、

が大きいということから、 満足してしまうことが挙げられる。やはり、 ことをみれば、それ以上に、 していることが考えられる。 違反が認定されない場合には一三条違反も認定される余地がほとんどなく、その意味で一三条が独自の機能を発揮する余地が小さいことが影響 除くと、あまり存在しないのである。それは、一つには、 このように、入国管理措置についての不服審査制度で適用される実体基準を一三条が統制していると認められる例は、 人権裁判所としても躊躇があるとみてよいであろう。 もっとも、三条の文脈でも、 実体基準をとらえて一三条違反をいうよりも、 国内手続で適用される実体基準そのものを統制する方が、国内法体系の自律性への踏み込みの程度 実体基準については実際には微温的な統制しか行使せず、 前稿で示したように、例外が付されている権利については、 不服審査制度の手続をとらえて違反をいうことができれば、それで はっきりと述べないという これらの規定そのものの 三条にかかわるものを

三 不服審査制度の手続的統制

1 不服審査機関の独立性および対審的手続の要求

いる(自由権規約一三条もほぼ同旨)。 判所」とは区別している。そしてそれが実効的救済手段であれば、一三条違反は生じない。他方、条約第七議定書一条は、次のように規定して 一三条は、条約上の権利についての救済機関を「国内審級(national authority / instance nationale)」と表現しており、 条約六条にいう「裁

- 1 国家の領域に合法的に居住する外国人には、…次のことが認められなければならない。
- (a) 自らの追放に異議を唱える理由を提出すること
- (b) 自らの言い分が審査されること、および
- $\widehat{\mathbf{c}}$ これらの目的のために、権限ある機関またはその機関により指名された者の前に、 代理人が出頭すること。
- が行使される以前にも追放することができる 外国人は、その追放が公の秩序のために必要な場合または国の安全を理由とする場合には、前項(a)、(b) および (c) に基づく権利

では、一三条の枠組みにおいて、条約の個別的権利規定の違反が問題となる場合、このような手続が求められるのであろうか

決定するうえで、関連性ある要素である」と述べてきた。一九八五年のシルヴァーほか事件判決以降は、権限と手続的保証という考慮要素は司(33) 入ることはなかった。その意味で、チャハル判決が、ある不服審査機関についてこの要件を満たさないとしたのは、 法機関以外の場合にのみ適用されるものとされているが、結局、具体的に救済機関が満たすべき基準については、 ともよい」とする一方「審級がもつ権限と手続的保証(procedual guarantees / garanties procédurales)は、そこでの救済が実効的であるかを 一三条についての判例は、一九七八年のクラスほか事件以来一貫して「一三条にいう『審級』とは、必ずしも厳格な意味での司法機関でなく 人権裁判所は長らく全く立ち 画期的であった。すなわち

べた。

手続が適用できなかったのである。この諮問委員会について、人権裁判所は、次のように述べた。 の安全上の理由が挙げられたので、 この事件においては、 イギリス政府により、 通常適用される入国管理審判官 司法審査とともに諮問委員会(advisory panel)での手続が援用された。チャハルの退去強制には国 —入国管理不服申立審判所(Immigration Appeal Tribunal)という不服申立

garanties de procédure)を提供するものとは考えられ得ないであろう。 公表されないことに留意する。 去強制する意図の通知の理由の概略が伝えられただけであり、委員会には決定権がなく、また内務大臣への委員会の勧告は、 当裁判所は、 諮問委員会における手続においては、 かかる状況においては、 申立人は、とりわけ、 諮問委員会は、 法律家によって代理される権利を認められず、 一三条の適用上十分な手続的保証(procedual safeguards また彼には、 拘束力がなく 退

をもつ機関は、少なくともこれらが重なったときには、一三条の適用上実効的な救済を提供する「審級」とはみなされない、とされたのである。 対審性の保障の要求につながるものということができる。実際、アルナシーフ事件についての人権裁判所の二○○二年の判決は、次のように述 追放等の決定の理由が詳しく開示されなければならないというのは、 こうして、法律家による代理の保障がなく、 追放等の決定の理由が概略しか示されないこと、決定が拘束力がなく非公開であるといった要素 申立人側に反駁の機会を与えるためということができ、これは実質的には、

性ある問題を審査してもらえることを、実効的に可能なものとしなければならない(%) 条と結びついた同一三条は、 を申し出ること、 [外国人の]追放が当該外国人の家族生活の尊重に対する権利を侵害したという弁論しうる主張(arguable claim) (3) および、十分な独立性と公平性の保障のある適当な国内フォーラムによる十分な手続的保証および徹底性のもとで、 次のことを要求する。すなわち、 国家は、当該個人に対し、退去強制命令または居住不許可命令に対して異議 がある場合、 条約八

中略

たとえ国の安全に対する脅威の主張がなされた場合でも、 実効的救済手段の保障により、 最低限、 権限ある独立の不服申立機関が退去強

関は、それが恣意的であるかまたは非合理的なものであると認定した場合には、 ていなければならない。必要ならば安全上の点検をうけた特別代理人を通じてのものであっても、ある種の形態の対審的手続がなければな 制決定の根拠となっている理由を知らされなければならない。たとえかかる理由が公衆にはしらされえないものであってもである。当該機 行政府の国の安全に対する脅威の主張を斥ける権限を有し

された場合には、条約第七議定書一条が効力を有してなくても、そこに規定される手続的保証が、(国の安全が援用された場合でも)一三条を(4) るものでなければならないことが確立しつつあるといえよう。その意味では、条約の個別的権利規定の違反についての「弁論しうる主張」がな この結論に反対した三人の裁判官も、一三条から導かれる手続的保証についての法廷意見そのものに反対したわけではない。 れることを前提にして、「かかる実効性の保証を提供する救済手段が申立人には利用可能でなかったので」一三条違反が認定された(四対三)。(④) 以上から、不服審査制度は、独立の機関によってなされ(もっとも「独立性」の観念についてはほとんど明らかではない)、対審的手続を備え そして実際に、ブルガリアの内務大臣や司法審査においては国の安全が援用された決定に対する不服については、本案に入ることなく却下さ

- 追放等の決定の執行停止の要求

介して実質的に適用されるといってもよい。

ということが、一三条により要求される救済手段の実効性に影響を及ぼすと考えられるのであろうか この問題は、実はゼーリング事件から意識されている。この判決では、イングランド裁判所が国王に対して暫定的差止命令を出すことはでき 追放や送還の決定を一定の手続で争うことができても、その間追放等が執行されないという保障は一般にない。このように執行停止されない

のとはいえない、とされた。ここでは、執行が実行上停止されていないのであれば、実効性に影響を及ぼしうることが示唆されていた。 ないのは、実行上不服申立および上訴が尽くされる以前に引渡が行われているということが示されなかったので、救済手段の実効性を減ずるも

所判決であった。ここでは、トルコにおける司法審査が事件の実体(merits)を審査できないものであることとともに、この司法審査手続に訴 具体的な展開がみられたのは、トルコからのイラン国民の追放が虐待の禁止に触れるとされたジャバリ事件 についての二〇〇〇年の人権裁判

ながら、 えても追放命令の執行停止を要求できないものであることがまず確認されたうえで、(%) とりわけ傍線の部分を付け加えて、次のように述べられた。 註 (20) を付した前引のチャハル判決の判示部分をなぞり

を独立かつ厳格に精査すること、および、 与える重要性に鑑みて、 …主張される虐待または拷問の危険が現実化したときに生ずるであろうかもしれない損害の回復不能な性質、 一三条のもとでの実効的救済手段の観念は、三条に反する取扱いの現実の危険を怖れる実質的根拠があるとの主 異議を申し立てられた措置の実施を停止する可能性を要求する[傍線引用者]。 (铅) および、 三条に当裁判所が

そして実際、この一般論の適用として、トルコが依拠した司法審査制度は、 一三条の要件を満足しないとされたのである(5)

反となると考えられた。さらに、チョンカ ここでは、三条違反の「弁論できる主張」 (Conka) 事件についての二〇〇二年の判決では、 がかかわる場合には、 不服審査制度において執行停止の可能性が確保されていなければ、 「外国人の集団的追放は禁止する。」と規定する第

四議定書四条との関係でも、このことが問題となった。

ユ は、 討 の対象とした。その際、 この事件では、 人権裁判所は、 デタ(Conseil d'Etat)における手続は当然には執行停止の効果を伴わないから実効的ではないと主張したので、 スロヴァキア国民であるチョンカー家のほか、 第四議定書四条違反を認定した(四対三)。この規定と結びついた一三条違反の有無の問題について、 執行停止の関連性について、次のようにジャバリ判決の法理を一般化した。 スロヴァキアからのロマが一度に大量にベルギーから追放され、 人権裁判所は、これを検 申立人は、 これについて

置 前引部分を参照させている])。したがって、一三条は、かかる措置が、その条約との両立性についての国内機関による検討の結果よりも前 「の執行が妨げられることを前提とすると考える(「ここで、 当裁判所は、 執行されることを妨げるものである。 (52) 一三条により要求される救済手段の実効性は、 「必要な修正を加えて」との留保を付しつつジャバリ判決の註 この救済手段により条約に反しその結果が潜在的に回復不能であるような措 <u>49</u> を付した

に、

れているが関係決定が五日以内の出国を求めるものであったことを確認し、後者については、追放等の執行前にこの申立について判断するよう(3) 止(suspension d'extrême urgence)の申立という二つの制度を取り上げ、前者については、コンセイユ・デタは四五日以内に決定するものとさ な実務が展開していることに留意しながら、さらに次のように述べた。 そのうえで、コンセイユ・デタにおける取消訴訟(recours en annulation)に伴う通常執行停止(suspension ordinaire)の申立と緊急執行停

であろう。このような場合には、当事者が行使した救済手段は、一三条が求めるような実効性を示すものではないことになるであろう。 定を…取り消さなければならないことが後に明らかになるときでさえ時折執行停止が誤って拒否されうることを、排除することができない 執行停止が申立に基づき与えられる制度においては、とりわけ、本案について判断を下す審級が条約不遵守を理由に追放決

務づけられていないこと、結局、コンセイユ・デタが追放までに決定したり審理するという保障や行政府が合理的な最低限の期間執行しないと いう保障はないと述べて、一三条違反を認定した(四対三)。 そのうえで、緊急執行停止の申立の審理中にさえ行政府は執行を妨げられないこと、コンセイユ・デタには、行政府の意図を確かめるよう義

ず(チョンカー家は、不法残留状態であった)執行停止を求めるものということができよう。 原則として手続完了までの執行停止の保障をしていると解しうるが、チョンカ判決は、一三条が適用可能な場合、居住の合法性如何にかかわら グ判決の実際上の執行停止でよいという部分は、修正されている。条約第七議定書一条は、「合法的に居住する外国人」に、2項の反対解釈として、 ば、違反の有無について決定があるまでは執行停止が保障されていなければならないということを求めたものということができよう。ゼーリン 要するに、チョンカ判決は、個別的権利規定の違反が申し立てられている回復不能な措置については、その主張が弁論しうるものであるなら

となっている、などと述べた。このような主張に対して、人権裁判所は、要件を満たすよう司法制度を組織するのは締約国の義務であると反駁 ための濫訴が横行したので制度を改正しなければならなくなった、現在でもコンセイユ・デタに係属する訴訟の半数以上が外国人法関係のもの するかどうかは、なお慎重であるべきであろう。チョンカ事件において、ベルギー政府は、執行が停止されていた旧制度のもとで引き延ばしの ジャバリ判決・チョンカ判決の関連部分は、いずれも小法廷できわどい多数決により判示されたものであり、とりわけ後者が判例として確立

らの判決の法理に対する国家の側の抵抗も十分に予想される。 したが、執行停止を保障するならば処理能力の劣る紛争解決制度しか持たない国に滞在許可申請が殺到することは避けられない現状の下、これ⁽³⁹⁾

度を導入する方向に導かれるといってよいであろう。 る命題そのものを否定する判例が現れることは予想しがたい。その意味では、 〈条約上の権利の侵害の主張が しかし、チョンカ事件でも裁判官たちの立場を分けたのは、 実効的な救済手段はありえない〉というのは、 (ある程度の根拠をもって)なされているとき、かかる侵害による損害を回復不能とする措置の執行がなされるな 単純ではあるが否認しがたい明快な論理に基づくものである。 執行されない保証がどの程度確実にあるかということであったのであり、 締約国は、 違反認定を確実に避けるために、執行の自動的停止 したがって、 実際、

四結

話

ためて提示すれば、 拘束するような具体的な判例法理が現れてきていることが看て取れる。それらについては、 、人権条約における近年の判例の展開をみれば、 第一に、一切の例外を許さない虐待の禁止の規定の違反が問題になっているときには、 外国人に対する入国管理措置に対する手続的統制については、人権条約においてもごく微温的な規定しか設けられていない。 次のようになる。 条約上の権利侵害の主張に対する実効的救済手段を得る権利を通じて、 国内手続において、 右に述べてきた通りであるが、 国の安全といった要素を考慮して 各国家における制度を 注目される点をあら しかし、ヨー

いる場合には、それは、 第二に、その他の規定が問題になっているときでも、 実効的救済手段とはいえない。 人権裁判所が考慮している要素に近似しているものに照らして国内手続において判断さ

れていることが求められるとする判例がある。

ければならず、とりわけかかる措置の理由が当事者等に示されなければならない。さらに、 第四に、 国内手続においては、 追放などにより回復不能な損害が生ずることになる場合には、 異議が申し立てられている措置に対して、当事者 個別的権利規定違反の有無について判断が下されるまで、 (ないしその利益を代理する者) 対審性の保障を要求する判例が確立しつつある。 が十分に反駁する機会がな 措置の執行

が停止されなければならない、とする判例が現れている。

より注視していく必要性があることは間違いないであろう。 ある。しかし、いずれにしても、同規約二条3項のような、権利侵害に対して実効的救済手段を保障する規定の潜在的な発展可能性については このような法理が、たとえば日本の状況にどこまで適用されうるかについては、

- 1 判昭和五三[一九七八]年一○月四日、民集三二巻七号一二二三頁、再入国許可について、崔善愛事件・最判平成一○[一九九八]年四月一○日、民集五 二卷三号七七六頁、参照 在留特別許可について、最判昭和三四[一九五九]年一一月一〇日、民集一三巻一二号一四九三頁、在留期間の更新について、マクリーン事件・最
- 2 入管実務研究会『入管実務マニュアル(改訂版)』(現代人文社、二〇〇四年)一五九頁。
- 3 ば、松井芳郎ほか(編)『国際人権条約・宣言集(第三版)』(東信堂、二○○五年)を参照されたい。ただし、訳は必ずしもこれによらない。 本稿では、人権条約については、一般的な略称を用い、また規定についていちいち典拠を示さない。条約文の日本語訳については、さしあたり、
- (4) これらについては、さしあたり、薬師寺公夫ほか『国際人権法(法科大学院ケースブック)』(日本評論社、二〇〇六年)一九〇ー二二〇頁(村上正直執
- (5) 自由権規約一三条については、 〇一年) 一二一 頁以下、参照 西井正弘「外国人の追放に対する手続的保障 ──自由権規約第一三条に関する個人通報事例の分析──」本誌六号(二○
- $\widehat{6}$ 頁以下。同条については、さらに、未完であるのが惜しまれるが網羅的な研究として、佐藤文夫「ヨーロッパ人権条約における効果的な救済措置を受ける 権利に関する若干の考察(一)・(二)」成城法学五六号(一九九八年)一頁以下・同六六号(二〇〇一年)八一頁以下、参照 拙稿「ヨーロッパ人権条約における『実効的な国内救済手段を得る権利』と条約上の権利の国内手続における援用可能性」本誌三号(一九九八年)六五
- れていない場合には、ここからダウンロードしたテキストを用いた。 形で提供されているほか、インターネット上(http://cmiskp.echr.coe.int/tkp.197/search.asp?skin.hudoc-en)でも公開されている。公式判例集等に掲載さ 本稿で取り扱った判例の検索には、HUDOC(ヨーロッパ人権裁判所の提供する判例の電子データーベース)を利用した。HUDOCは、DVD-ROMの
- 7 本誌二号(一九九七年)一三三頁以下、参照。 入国管理措置と条約一三条との両立性の一側面を扱った論稿として、中井伊都子「シェンゲン条約 -欧州人権条約第一三条との整合性をめぐって――」
- (7-a) 詳しい内容の検討はまだ済んでいないが、本稿と共通する問題意識で書かれたものとして、Boeles, Pieter, Fair Immigration Proceedings in Europe (Martinus Nijhof 1997) がある。

自由権規約の規定を分析の対象としなかった本稿の範囲外で

- 8 四条2項参照) トを参照しつつ、英文テキストから行う。本稿で取り上げる人権裁判所判決は、 この事件の詳細な紹介として、 七九頁以下、参照。 Soering, Judgment of 7 July 1989 (Plenary Court), Publication of the European Court of Human Rights, Series A [以下、Series A と引用する], No. 161 である。 なお、本稿における判決文の引用は、 北村泰三「国際人権法判例研究 (二) — とくに断りなく、判決の正文テキストから、 -ヨーロッパ人権裁判所ゾーリング事件判決-断りのない限り小法廷のものであるが、すべて確定した終結判決(条約四 英仏両テキストが正文の場合は、 熊本法学六四号(一九九〇年) フランス語テキス
- 9 生』(日本評論社、二〇〇二年)一五八一一六八頁参照。 七六ー一七九頁参照。なお、この原則とヨーロッパ人権条約の関係については、 この原則の適用をめぐる最近の動向については、榊原秀訓 「行政訴訟に関する外国法制調査ーイギリス 江島晶子『人権保障の新局面 (下)」ジュリスト一二四五号 -ヨーロッパ人権条約とイギリス憲法の共 (二〇〇三年)
- (10) 拙稿、前掲注(6)、九四-九五頁参照。
- $\widehat{11}$ Vilvarajah and Others v. The United Kingdom, Judgment of 30 Oct. 1991, Series A, No.215, リワネナ paras. 122-127 at p. 39f
- $\widehat{12}$ 引用する] 1997-III, para. 71 at p. 798. D. v. The United Kingdom, Judgment of 2 May 1997, Reports of the Judgments and Decisions of the European Court of Human Rights [以下,Reports-1
- (\mathfrak{T}) Hilal v. The United Kingdom, Judgment of 6 Mar. 2001, Reports 2001-II, para. 78 at p. 317f.
- $(\stackrel{\hookrightarrow}{\rightrightarrows})$ D. v. UK Judgment, supra note 12, para. 70 at p. 797.
- (5) Soering Judgment, supra note 8, para. 121 at p. 47.
- 16 Ibid., at p. 47f. 回近: Vilvarajah Judgment, supra note 11, para. 123 at p. 39; D. v. UK Judgment, supra note 12, para. 70 at p. 797
- 17 Chahal v. The United Kingdom, Judgment of 15 Nov. 1996 (Grand Chamber), Reports 1996-V, p. 1873 総監
- (名) *Ibid.*, paras. 25-43 at pp.1841-1846 参照。
- 19 方で一定の例外を認めるという論理的可能性は十分にあったといわざるをえない。しかし、三条から導き出されるいくつかの規範に共通の性格を与える方 判例により作り出してきたものであり、 渡請求国でうけるであろう待遇が虐待にあたる真の危険があるとの理由で追放・送還を禁止する規範は、 *Ibid.*, para. 149 at p. 1870. 人権裁判所は、これを三条の虐待禁止規範の性質から導き出している。*Ibid.*, para. 80 at p. 1855参照。 構成上明快であり、複雑な説明を回避することができる。 被告国家が直接に責任を負う虐待を禁止する規範の性格とは一応別問題であろう。 人権裁判所は、それに惹かれたということができよう。 実質的には、 人権裁判所がゼーリング事件以来の 追放・送還の文脈に拡大する一 もっとも、
- (2) *Ibid.*, para. 151 at p. 1871
- (21) 以上、ibid., para. 153 at p.1871.
- 22 Chahal v. The United Kingdom. Commission's Report on 27 June 1995, Reports 1996-V, paras. 150-151 at p. 1910 総監
- $\widehat{23}$ 法審査では、 もっとも、三条と結びついた一三条の違反も認定されたジャバリ事件についての二○○○年の人権裁判所判決では、トルコにおける行政裁量に対する司 | 執行停止がなされないことと、決定の実体(merits)については審査されないことが、実効的救済手段としての性格に欠ける理由とされた。

 $\widehat{24}$ Abdullah Yousef v. The United Kingdom, Commission's Report on 30 June 1992, paras. 14-25 % E

(50) およびそれらをを付した本文も参照

 $\widehat{25}$ Ibid., para. 28参照

件については、

· 後述註 (46)

5

- 26 Ibid., para. 49.
- 27 Ibid., paras. 49-50
- 28 Vol.38, 1995, p.638f. Yousef v. The United Kingdom, Committee of Ministers' Resolution DH (95) 246 on 19 Oct. 1995, Yearbook of the European Convention on Human Rigths,
- 29 Appendix to: ibid., p.639 参照
- 30 Al-Nashif v. Bulgaria, Judgment of 20 June 2002, para. 137
- 31 拙稿、前註(6)、七五頁参照。
- は、国の安全が理由とされる場合でも、手続的保証の制約はあり、ただ執行を停止する必要はないにとどまる。 ただし、自由権規約においては、「国の安全のためのやむをえない理由がある場合」には、手続には一切制約がかからないのに対し、条約第七議定書で
- 33 Klass and Others, Judgment of 6 Sept. 1978 (Plenary Court), Series A, No.28, para. 67 at p. 30

Silver and Others, Judgement of 25 Mar. 1985, Series A, No. 61, para. 113 at p. 42.

35 Chahal Judgemnt, supra note 17, para. 142 at p. 1868f. 参照

- 36 Ibid., paras. 29, 58-59 at pp. 1842, 1849 % E
- 37 Ibid., para. 154 at p. 1871
- 38 ないことが判例上確立している。これについては、 一三条が適用可能となるためには、個別的権利規定の違反が単に主張されているだけでは不十分であり、その主張が「弁論しうる」ものでなければなら 拙稿、前註(6)、七四頁、および、佐藤、前出註(6)論文(二)、九五Ⅰ一三○頁参照
- 39 Al-Nashif Judgment, supra note 30, para. 133
- 40 p.1869参照 の代理人は出席できないが安全上の点検を受けた裁判所選任の弁護士が証人尋問等を行うというものである。Chahal Judgment, supra note 17, para. 144 at 念頭においているものと考えられる。連邦裁判所の裁判官が非公開の口頭弁論で証拠調べを行うもので、国の安全に関わるものについては、原告およびそ *Ibid.*, para. 137.この特別代理人を通じた対審的手続というのは、チャハル事件でアムネスティ・インターナショナル等が紹介したカナダにおける制度を
- $\widehat{41}$ Al-Nashif Judgment, supra note 30, para. 135 参照
- $\widehat{42}$ Ibid., para. 138

53

- $\widehat{43}$ Joint Partly Dissenting Opinion of Judge Makarczyk, Butkevych and Botoucharova, ibid. 参監 反対した裁判官は、 八条違反の認定にも反対しており、 八条違反の主張が「弁論しうる」ものではないことを理由に、一三条違反の認定にも反対した。
- $\widehat{44}$ なっている。欧州評議会条約局ウェブページ(http://conventions.coe.int/Treaty/FR/v3DefaultFRE.asp) 二〇〇六年三月一七日現在、 トルコが非締約国である。ブルガリアは、 四七の条約締約国のうち、 アルナシーフ事件の事実関係が発生した一九九九年当時は非締約国であったが、二〇〇一年以降締約国と 第七議定書の締約国は三九である。ドイツ、アンドラ、 参照。 ベルギー、 スペイン、 オランダ、
- $\widehat{45}$ Soering Judgment, supra note 8, para. 123 at p. 48. より簡潔ではあるが同旨の判示として、Vilvarajah Judgment, supra note 11, para. 125 at p. 39があ
- (4) Jabari Judgment, supra note 23, paras. 3, 9-21 at pp. 153-155 参照。
- עבע Orücü, Esin, "Conseil d'Etat: The French Layer of Turkish Administrative Law", International and Comparative Law Quarterly, Vol.49 (2000) トルコの行政訴訟制度については、筆者はなおその基礎すら理解したとはいえないのであるが、 管見の限りでこのような制限について論及しているもの
- ($\stackrel{(a)}{\Leftrightarrow}$) Jabari Judgment, supra note 23, para. 49 at p. 161.

p.696f.参照

Ibid., para. 50 at p. 162.

- (5) *Ibid.*(51) *Conka o*
- Conka c. Belgique, Arrêt du 5 fév. 2002, Reports 2002-I, paras. 7-23 at pp. 56-59 % E
- (2) *Ibid.*, para. 79 at p. 78.
- Ibid., para. 80 at p. 79参照。
- (5) *Ibid.*, para. 81 at p. 79参照。(5) *Ibid.*, para. 82 at p. 79.
- (5) Ibid., para. 83 at p. 80参照
- 57 的効果を保障しているという理由で反対した。Opinion partiellement concordante et partiellement dissidente de M. le juge Velaers, note 51, pp.86-89; Opinion partiellement dissidente de M. le juge Jungwiert, à laquelle se raillie M. le juge Kūris, ibid., p.91f.伱底; *Ibid.*, p. 82参照。三名の裁判官 (ベルギーの特任裁判官を含む) は、 いずれも、 ベルギー政府と同様、 とりわけ、緊急執行停止申立手続は、 Arrêt Conka, supra 実際上停止
- (窓) Arrêt Čonka, supra note 51, paras.70, 74 at p.76f. % 監
- Speech by Mr Luzius Wildhaber, President of the European Court of Human Rights, at the Solemn hearing of the European Court of Human Rights on 約四万五千件)とそれによる深刻な未処理事件の滞留(二○○五年末に約八万一千件)があることは間違いない。これらの数字については、さしあたり ものは人権裁判所まで持ち込ませるなということであり、このような判示の背景には、人権裁判所自体に付託される事件数の爆発的増大(二〇〇五年中に Ibid., para. 84 at p. 80. 人権裁判所は、これに続いて、条約制度の補完性を保持する上での一三条の意義を強調した。Ibid. つまり国内手続で処理できる

註(6)、九六ー九七頁でも指摘した。 Header/Press/Other+Information/Presidents+speeches/, p.8参照。一三条についての判例の展開を支えるこのような現実的な側面については、拙稿、前 the occation of the opening of the judicial year, Friday 20 January 2006, available from: http://www.echr.coe.int/ECHR/EN/